

広島文教大学附属図書館ラーニング・コモンズ利用内規

(趣旨)

第1条 この内規は、広島文教大学（以下「本学」という。）附属図書館（以下「図書館」という。）ラーニング・コモンズの利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 ラーニング・コモンズを利用できる者（以下「利用者」という。）は、広島文教大学附属図書館利用規則（以下「利用規則」という。）第2条に定める本学教職員、本学学生（研究生及び科目等履修生等を含む。）、及び附属図書館長（以下「館長」という。）が許可した者とする。

(利用)

第3条 ラーニング・コモンズは、本学学生の学修活動を支援する施設として、次のとおり利用できるものとする。

- (1) 個人またはグループによる学修
- (2) 学生を対象としたフォーラム、シンポジウム、パネルディスカッション、講演会等
- (3) 学生を対象としたスキル向上のためのセミナー、ワークショップ等
- (4) 図書館資料及び情報検索活用を目的とした授業活動
- (5) その他、館長が認めた活動

(利用手続)

第4条 前条各号による利用を希望する者は、所定の手続きを図書館に行わなければならない。

(利用時間)

第5条 ラーニング・コモンズの利用時間は、利用規則第4条第1項に定める開館時間の閉館10分前までとする。

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めたときは、利用時間を変更することがある。

(禁止事項)

第6条 利用者はラーニング・コモンズの利用について、諸規則及び教職員が指示する事項を遵守しなければならない。

2 利用者は、館内において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 学修活動にかかわらず大声での会話及び携帯電話による通話
- (2) 学修活動にかかわらず電源の利用
- (3) ペットボトル飲料以外の飲食
- (4) 施設内での許可のない掲示
- (5) 各種勧誘活動
- (6) 周囲の利用者の妨げとなる行為（必要以上に大きな音、臭い、光等を発すること）や学修を目的としない行為など

(7) その他, 品位を貶める行為

(利用停止)

第7条 館長は, 前条の規定に違反した者に対し, 退出又は利用を停止することができる。

(施設の管理)

第8条 ラーニング・コモンズの運営管理についての事務は, 図書館事務室が行う。

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか, ラーニング・コモンズの利用に関し必要な事項は, 別に定める。

附 則

この内規は, 平成26年3月1日から施行する。

附 則

この内規は, 平成31年4月1日から施行する。